

障がいのある学生支援に対する出雲キャンパス内支援体制

1. 障がいのある学生支援会議（以下「支援会議」）

業務：障がいのある学生に対する支援のポリシー、支援方針などの決定・提示。アドミッション委員会に受験時の、支援チームに入学後の支援を指示。

構成メンバー：副学長（議長）、学部長、他の運営委員会委員（「島根県立出雲キャンパス障がいのある学生に対する修学等の支援に関する規程」第7条別表参照）

2. アドミッション委員会

業務：支援会議の決定・指示に基づいて、受験時の支援が必要な学生ごとに個別の具体的な支援策の検討・実施。学内関係組織との連絡調整。

構成メンバー：アドミッション委員

3. 支援チーム

業務：支援会議の決定・指示に基づいて、入学後の支援が必要な学生ごとに個別の具体的な支援策の検討・実施。学内関係組織との連絡調整。

構成メンバー：保健管理センター長、保健室保健師、チューター、副チューター
その他必要と認められる教職員

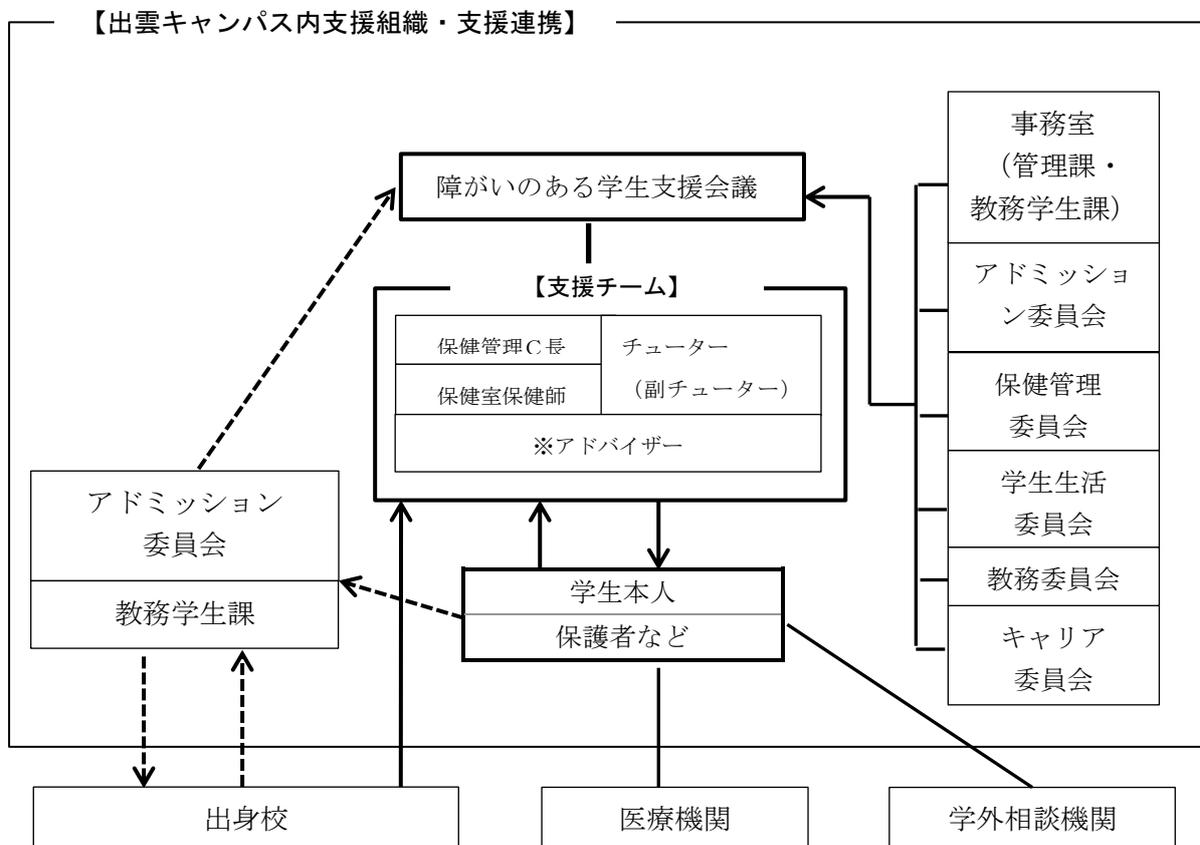
4. 出雲キャンパス内支援組織・支援連携（下図）

①受験時の支援（破線）

出願時の事前相談（申請）に基づいて、アドミッション委員会が支援をコーディネートする。

②入学後の支援（実線）

学生本人・保護者などからの支援申請に基づいて、支援チームが支援をコーディネートする。



※アドバイザー：必要に応じて知見のある学内教員を副学長の指示によりアドバイザーとして置くことができる

障がいのある学生支援に対する出雲キャンパス内支援体制に関する内規

平成30年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、「障がいのある学生支援に対する出雲キャンパス内支援体制」を実際の組織体制に合わせ機能的に運用するため、「島根県立大学出雲キャンパス障がいのある学生に対する修学等の支援に関する規定」第9条に基づき、障がいのある学生支援に係る必要事項を定めることを目的とする。

第2条 障がいのある学生支援を行うにあたり、支援対象の学生が学部生の場合は学生支援会議の構成メンバーに、障がいのある学生が所属する学科の学科長を置くこととする。

第3条 障がいのある学生支援を行うにあたり、支援対象の学生が別科助産学専攻の学生の場合は、支援会議の構成メンバーである学部長は別科長と読み替えるものとする。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。